

小型特殊自動車の ナンバー登録はお済みですか？



トラクターやコンバイン等の農耕作業用等の小型特殊自動車は公道走行の有無に関わらず、軽自動車税の課税対象です。所有していれば、申告及び納税をする義務があります。

新しく取得、又は現在お持ちの車両でナンバープレートが付いていないものがありましたら、お早めに市税務課⑮番窓口、各総合支所、各出張所で申請し交付を受けてください。

今後市では、ナンバープレートのついていない車両の調査を行う予定ですので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

●小型特殊自動車とは

①乗用装置を有し、最高速度が時速 35 km未満の農耕作業用の自動車（税額：2,400 円 ※）

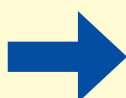
トラクター、刈取脱穀作業車（コンバイン）、薬剤散布車、田植機、農耕用動力運搬車などの国土交通大臣が指定するもの

②道路工事用車両等の作業用の自動車（税額：5,900 円 ※）

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン など

②のうち大きさや最高速度によって次のとおり小型・大型特殊自動車に分類されます。

車両の長さ 4.7m 以下
車両の幅 1.7m 以下
車両の高さ 2.8m 以下
最高速度 15km/h 以下



全て要件の範囲内	要件を1つでも超えると
小型特殊自動車	大型特殊自動車

※税額は①、②ともに平成 27 年度からの税額です。

●ナンバー登録に必要なもの

取得方法		必要なもの
販売店からの購入		<input type="checkbox"/> 使用する人の印鑑 <input type="checkbox"/> 販売店の印鑑又は販売証明書 <input type="checkbox"/> 大きさや最高速度のわかるもの（仕様書・カタログなど）
他の人からの譲受	廃車済みの場合	<input type="checkbox"/> これから使用する人の印鑑 <input type="checkbox"/> 前所有者の印鑑又は譲渡証明書、廃車証明書等
	廃車手続きが済んでいない場合	<input type="checkbox"/> これから使用する人の印鑑 <input type="checkbox"/> 前所有者の印鑑 <input type="checkbox"/> 車台番号のわかる証明書等（標識交付証明書等） <input type="checkbox"/> ナンバープレート

※すべての手続きで車名・車台番号・排気量など確認が必要となります。



市から交付される標識（ナンバー）は公道走行を許可するものではなく、課税標識です。標識の交付を受けても、田植え機等公道走行できない車両もありますのでご注意ください。

【問い合わせ】 市税務課（1階⑮番窓口） ☎0994-31-1112